

特別自治市構想等大都市制度に関する研究会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 特別自治市構想等の大都市制度に関し有識者の意見を聴取し、研究するため、「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特別自治市構想に関すること。
- (2) その他大都市制度について必要な事項に関すること。

(設置期間)

第 3 条 研究会の設置期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(構成員)

第 4 条 研究会は、地方自治制度又は地方財政制度に関する学識経験を有する者等から選定した者 6 名程度をもって構成する。

2 研究会の構成員(以下「構成員」という。)の選任期間は、研究会設置の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 条 研究会に座長 1 人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第 6 条 研究会は、知事が必要に応じて開催する。

2 知事は、必要があると認めるときは、研究会に構成員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 研究会の庶務は、政策局自治振興部広域連携課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。